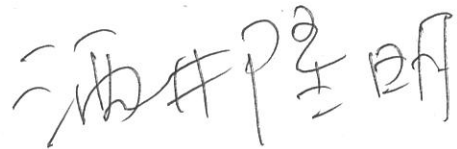


丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和8年9月30日

兵庫県丹波篠山市長

A handwritten signature in black ink, reading '西井 隆明' (Nishikawa Naoki).

丹波篠山市条例第37号

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例（平成１１年篠山市条例第９９号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

丹波篠山市立西紀南コミュニティセンター	丹波篠山市黒田４７１番地３
---------------------	---------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 丹波篠山市立西紀南コミュニティセンターの指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。